

贈収賄防止グローバルポリシー

- デンソーグループは、国内外の反贈収賄に関する法令等を厳に遵守し、ステークホルダーの皆様にも堂々と説明できる行動をとり、誠実かつ公正な取引を実行します。
- デンソーグループは、国内外を問わず、次の行為（以下、あわせて「贈収賄行為」という）を一切容認しません。

（１）贈賄

公務員およびこれに準じる者（以下、「公務員等」という）又は法令等により贈賄を禁止されている民間人に対して、ビジネスの獲得・継続、その他何らかのビジネス上の有利な取扱いを受けるために、相手に不当に影響を与えることを意図し、直接または間接に、金銭その他の利益又は便益（以下、「金銭等」という）を提供する、又はその申し入れ・約束をすること

（２）収賄

公務員等又は民間人から、役員・従業員の職務に関し、ビジネス上の有利な取扱いをすることを依頼され、直接又は間接に、金銭等を受領すること、又は要求・約束をすること

- デンソーグループは、エージェントやコンサルタント、販売先や仕入先等の第三者がデンソーグループのために贈収賄行為を行うことを指示、教唆、幫助、または黙認しません。
- デンソーグループは、上記の違法行為の発生を未然に防止するため、本ポリシーの下で役員・従業員が具体的に遵守すべき事項をデンソーグループ各社の社内規程として定め、運用します。
- デンソーグループは、贈収賄行為が発覚した場合、当該行為をなした役員・従業員に対する懲戒処分を含み、当該行為に対して厳正に対処します。